

事務連絡
令和2年1月31日

中華人民共和国訪日観光客受入
旅行会社連絡協議会 様

観光庁国際観光部国際観光課

新型コロナウイルスに関する感染拡大防止に関する出入国管理及び難民認定法の
取り扱いについて（周知依頼）

平素より観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、別添のとおり、2月1日午前0時より、「当面の間、14日以内に湖北省への滞在歴がある、又は湖北省発行の中国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号が適用されること」が本日閣議了解されたところです。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、中連協会員各社に対し早急に周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、会員各社からのお問い合わせについては御協議会にてとりまとめいただき、観光庁国際観光課（メール：①arita-y2qc@mlit.go.jp ②okada-r2zf@mlit.go.jp ③uehara-h2be@mlit.go.jp、FAX：03-5253-1563）までお問い合わせください。

出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号の適用について

○中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、当面の間、14日以内に湖北省への滞在歴がある、又は湖北省発行の中国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号の適用がある者と解するものとする。

○本決定は 2 月 1 日午前 0 時から効力を有するものとし、また、本決定の解除については、別途定める。

【参考】出入国管理及び難民認定法

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

（中略）

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者